

【重要】太陽光発電設備の平成 27 年度調達価格適用に関するお知らせ

■ 調達価格の適用に係る留意事項

1. 低圧で連系される太陽光発電設備（50kW 未満）のお客さま

平成 27 年度の調達価格を適用するためには、平成 28 年 3 月末までに国の設備認定を取得のうえ、当社と接続契約を締結する必要があります。可能な限り契約手続きの迅速化に努めますが、平成 28 年 3 月末にかけて接続契約申込みが増加することを考慮すると、接続契約の締結には 1 ヶ月程度の処理期間が必要となることを見込まれます。

そのため、平成 28 年 3 月末までに接続契約締結を希望される場合は、遅くとも平成 28 年 2 月 29 日（月）までに「インターネット低圧工事申込みシステム」にて、必要書類を添付のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。ただし、平成 28 年 2 月 29 日（月）までにお申込みをいただいても、お申込内容や必要書類（※1）に不備がある場合や、複数台試験に必要な試験成績書の提出がない場合、非認証 PCS での申込みに必要な書類の提出がない場合等は、平成 28 年 3 月末までに接続契約締結できず、平成 27 年度の調達価格を適用できないことがありますので、予めご了承ください。

※1 お申込みに必要となる事項ならびに書類については、下記 URL にてご確認をお願いいたします。
なお、当社は再エネ特措法に規定する認定基準を満たす発電設備であることを確認のうえ、契約手続きを進める必要があることから、設備認定通知書（写）は、原則、お申込み時に添付いただく必要があります。

【インターネット低圧工事申込み（シンセツくん） > 操作マニュアル > 系統連系 太陽光発電編】
http://www.kepcoco.jp/business/construction/teiatsumi/service.html#operations_manual

<当社からのお願い>

年度末は申込みが多く、当社業務が輻輳いたしますので、お申込みの受付進捗状況は「インターネット低圧工事申込みシステム」の「工程管理」画面にてご確認ください。



2. 高圧・特別高圧で連系される太陽光発電設備のお客さまにつきまして

接続検討（標準処理期間 2～3 ヶ月）の後、下記の必要書類を添付のうえ、接続契約申込み（同時申込みの場合は意思表示書）を提出いただき契約手続きを進めることから、1. 低圧太陽光発電設備の場合と比べて接続契約の締結までに期間を要します。

必要書類

「電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書（高圧・特別高圧）」

「高圧電気使用申込書または受電申込書」※2、「設備認定通知書（写）」※2

「接続検討申込書の様式 2～5」※3

※2：接続検討回答前に接続契約申込みをされる場合は、必ず「事業実施の意思確認」までに提出願います。

※3：接続検討申込み時から内容に変更がない場合は、提出不要です。

■ お申込み後の内容変更等に関わる留意事項

再エネ制度の運用厳格化に伴う太陽光発電設備の調達価格決定方法の見直し（H27.4～）以降においても、「接続枠の空押さえ」や「調達価格の先押さえ」を意図して、一旦、仮の設備内容でお申込みされ、接続契約を締結した後、受給開始前に、現に設置する発電設備の内容に変更されるケースや、お申込みを取消しされるケースが散見されます。

このような申込みは、本制度の設備認定の趣旨に反するうえ、当社においても、技術検討のやり直しに伴う業務輻輳の影響から、他の発電事業者様の申込みに対する技術検討が遅延する等の弊害が生じておりますので、誠に慎んでいただくようお願いいたします。

また、本制度の公正かつ円滑な運用のために、悪質な申込みであると当社が判断した場合には、関係省庁と情報連携のうえ対応することとなりますので、予めご承知置きください。

なお、やむを得ず申込み内容の変更をされる場合は、技術検討の結果、接続契約の再締結が必要であれば、以前の接続契約は無効となり、これに伴い調達価格が変更となる可能性があることを予めご了承ください。また、正式な変更のお申込みの前に、調達価格の変更有無を確認されるようお願い合わせには応じかねますことも重ねてご了承ください。

以 上